

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人福岡県立大学（以下「実施機関」という。）が平成21年5月11日21福県大経第32号（以下「本件決定」という。）で行った決定のうち、開示及び不存在により非開示とした決定については妥当であるが、部分開示決定を行ったもののうち、下記6(1)ウ(ア)で非開示は妥当ではないと判断した部分は開示すべきである。また、条例第7条第1項第5号該当により非開示とした決定は妥当ではなく、当審査会において、下記6(1)ウ(ウ)で同項第1号該当により非開示が妥当と判断した部分を除き開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、次のとおりである。

- (1) 福岡県立大学活性化委員会（以下「活性化委員会」という。）の規約等
- (2) 公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会（以下「処分事由調査等委員会」という。）の委員構成の変更に係る決定文書
- (3) 処分事由調査等委員会における、理事長及び教員理事の出張命令・復命
- (4) 第1回処分事由調査等委員会におけるメモ及び資料を作成するために行われたヒアリング結果等を記録した文書、依頼文
- (5) 教授会の録音や評価記録の使用に関する規約

実施機関は、平成21年4月10日付けで行われた開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、本件決定において、上記(1)、(2)及び(5)について、不存在を理由とする非開示決定を行った。また、(3)について、出張命令書を全部開示し、復命書については不存在を理由とする非開示決定を行った。さらに、(4)については、処分事由調査等委員会のメモについて、条例第7条第1項第1号該当を理由に部分開示とする決定を行い、ヒアリング結果等を記録した文書については同項第5号該当を、依頼文については不存在を理由とする非開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ア 平成21年4月10日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件請求を行った。
- イ 平成21年5月11日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ウ 平成21年6月29日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。なお、部分開示とされた公文書に係る主張は、なされていない。

(1) 活性化委員会の資料等の不存在について

過去に開示を受けた公文書により、活性化委員会の存在は明らかである。実施機関は、県（学事課）との協議を経て活性化委員会を進化させたものが処分事由調査等委員会であると説明しているが、この協議記録を示すものは県（学事課）にも存在していなかった。さらに、両委員会は、一方が教員一般を対象に、他方が特定の個人を対象としたものであり、意味合いが全く異なるものである。よって、協議内容を示す何らかの文書が存在するはずであり、これらの存在がなく処分事由調査等委員会を設置することは、人権侵害や裁量権の乱用である。

(2) 処分事由調査等委員会の委員構成の変更に係る決定文書の不存在について

処分事由調査等委員会の議事録には、出席者として理事長や教員理事の氏名があるが、大学側が設置した委員会には通常委員以外の者が出席することではなく、また大学側が出席することは公平性、客観性の上からも極めて不適切である。理事長や教員理事の出席は、当初の委員構成とは異なるものであり、当然委員構成を変更する文書が存在するはずである。そうでなければ、当該委員会は公平性を欠く不当な委員会と言わざるを得ない。

(3) 処分事由調査等委員会の資料作成のために行ったヒアリング等の記録の不存在について

当該文書は、特定個人を処分するかどうかの証拠として作成されたものであり、虚偽があってはならない。各項目についてヒアリングを行ったという確たる証拠を出すべきであり、これらが無いのに処分事由調査等委員会を設立したとなれば、人権侵害等に抵触しかねない。人物を特定できる項目は塗りつぶしたとしても、実施した期日や大学側の出席者などを開示することは、条例第7条第1項第5号には抵触しないと思われる。

また、実施機関が非開示理由説明書で言っている「特定できる公文書が存在しない」については、どの項目のことなのかを記載すべきである。

(4) 教授会の録音等に関する規約の不存在について

実施機関は特定職員の略歴や教授会での発言録音、評価記録を処分事由調査等委員会に提出しているが、一部は全く不要なものであり、個人情報を目的外利用し、漏洩している。これら個人情報の目的外使用、漏洩を防止する規約を作成していないとは信じられない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

本件公文書中、「処分事由調査等委員会資料」に記録された情報のうち、個人名が記載された部分については、本号に該当する。

(2) 第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性について

実施機関は、本件公文書中、第1回処分事由調査等委員会の資料を作成するために行われたヒアリング結果等を記録した文書やヒアリングの依頼文について、これらが本号に該当する旨主張しているが、どの項目が該当するのかやその具体的理由については特に述べていない。

(3) 公文書の不存在について

ア 活性化委員会の規約等について

当初は活性化委員会を立ち上げる予定であったが、その後県（学事課）との協議を経て、同委員会を進化させたものが処分事由調査等委員会である。よって、活性化委員会は存在していないため、委員会も開催しておらず、文書は存在しない。

イ 処分事由調査等委員会の委員構成変更に係る決定文書について

委員構成を変更していないため、作成しておらず存在しない。異議申立人は大学側の出席者である理事長や教員理事が委員として出席していると誤解しているようである。

ウ 理事長及び教員理事の復命書について

実施機関は、処分事由調査等委員会における理事長及び教員理事の復命書について、これが不存在である旨主張しているが、その具体的理由については特に述べていない。

エ ヒアリング結果や依頼文について

実施機関は、第1回処分事由調査等委員会の資料を作成するために行われたヒアリング結果等を記録した文書やヒアリングの依頼文について、こ

これらの一部が不存在である旨主張しているが、どの項目が不存在なのかやその具体的理由については特に述べていない。

オ 教授会の録音や評価記録の使用に関する規約について

教授会の録音等に関する規約については、作成していないため存在しない。

6 審査会の判断

審査会では、まず、上記2(4)のうち、実施機関が条例第7条第1項第1号該当により部分開示とした決定及び同項第5号該当により非開示とした決定の妥当性を判断し、次に、不存在により非開示としたその他の決定の妥当性を判断する。

(1) 条例第7条第1項第1号該当による部分開示決定及び同項第5号該当による非開示決定の妥当性について

ア 非開示とされた情報について

上記2(4)で列挙した文書のうち、第1回処分事由調査等委員会におけるメモに記録された次の(ア)及び(イ)に掲げる情報が、条例第7条第1項第1号に該当するとして、非開示とされている。また、同委員会の資料を作成するために行われたヒアリング結果等を記録した文書中の(ウ)の情報が、同項第5号に該当するとして、非開示とされている。

(ア) 実施機関内に設置された委員会の長の氏名

(イ) 職員の学歴に関する情報

(ウ) 特定職員の懲戒処分の検討に関して実施されたヒアリング等における対象者及び対応者の氏名等並びにヒアリング等の内容、日時及び場所

イ 基本的な考え方

(ア) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性

条例第7条第1項は、公文書の原則開示を定めているが、同項第1号は、公文書に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示しないことができる旨を定めている。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識

別することができる情報をいう。照合の対象となる「他の情報」は、一般人が通常入手し得る情報を指し、関係者だけが有するような特別な情報や、特別な調査をすれば入手し得るかもしれない情報などは含まれない。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えばカルテや反省文といった個人の身体状態、人格等と密接に関連する情報等で、これを公にすると、仮に個人識別部分を除いたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものを指す。

本件公文書の中には、個人の人格等と密接に関連する情報が含まれていることから、「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するかどうかの検討を行うこととする。なお、検討に際しては、情報の性質によっては、一般人には識別できないが、特定の者に個人が識別されることにより、権利利益の侵害が生じる場合があり得ることを考慮し適切に判断する必要がある。

(4) 条例第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性

条例第7条第1項第5号は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報について、情報提供者の信頼と期待を保護する観点から、任意提供情報の非開示情報としての要件を定めたものであることから、実施機関の要請、情報提供の任意性、条件についての合意など、具体的な状況を認定し、判断する必要がある。

ウ 非開示情報の開示・非開示の判断

(7) 実施機関内に設置された委員会の長の氏名

当該情報は、第1回処分事由調査等委員会の資料中、関係者のこれまでの経歴を示したものの中に記録された、これら関係者とは直接関係のない職員の氏名(実施機関内に設置されたある委員会の長としての氏名)である。

当該情報は、条例第7条第1項第1号ただし書ハに定める「公務員等の職務の遂行に係る情報」であって同号本文には該当せず、非開示は妥当ではない。

(4) 職員の学歴に関する情報

当該情報は、第1回処分事由調査等委員会の資料中、関係者のこれまでの経歴を示したものの中に記録された、特定職員の懲戒処分の検討に関係する者の学歴の情報である。

当該情報だけでは、一般人には個人を識別することができないが、処

分検討に直接関与した者や、実施機関の関係職員等には特定の個人を識別することが可能であり、これが開示されることにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれが否定できないと認められる。

したがって、当該情報は、条例第7条第1項第1号に該当するため、非開示は妥当である。

(ウ) 特定職員の懲戒処分の検討に関して実施されたヒアリング等における対象者及び対応者の氏名等並びにヒアリング等の内容、日時及び場所

当該情報は、第1回処分事由調査等委員会の資料を作成するために行われたヒアリング結果等を記録したものであるが、このヒアリング等の内容については、実施機関の要請を受けて任意に提供されたものであることを裏付ける証拠や根拠の提示、状況の説明等が、実施機関からなされておらず、条例第7条第1項第5号に該当するとは認められない。

しかしながら、当該文書には、特定職員の処分の検討に関係する者の氏名やヒアリングの内容、その他当該事案について関係者から提供された情報等が記録されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、また、氏名を非開示とし識別性をなくしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれが高いと認められるため、当審査会では、当該文書に記録された情報について、以下のとおり条例第7条第1項第1号該当性を判断する。

a ヒアリング等の対象者の氏名、ヒアリング等の内容

当該情報は、第1回処分事由調査等委員会の資料を作成するために行われたヒアリング結果等を記録したもののうちにある、ヒアリング等の対象者の氏名及びその内容である。

ヒアリング等は職務として応じたものではないため、ヒアリング等に応じた者の氏名は、条例第7条第1項第1号ただし書ハに定める公務員等の職務遂行情報には該当せず、同号本文該当により非開示は妥当である。また、ヒアリング等の内容については、氏名を非開示とすれば、一般人にはその内容から個人を識別することができないが、処分検討に直接関与した者や実施機関の関係職員等には特定の個人を識別することが可能であり、また、特定の職員の処分検討に関して、処分検討対象となった事象の加害者又は被害者という立場で関与したとされる者の言動に関する情報であるので、通常、他人に知られることを望まず、開示されることにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるものであると認められる。したがって、この情報についても、条例第7条第1項第1号に該当するため、非開示は妥当である。

b ヒアリング対応者の氏名等、ヒアリングの日時、場所

当該情報は、第1回処分事由調査等委員会の資料を作成するために行われたヒアリング結果等を記録したものの中にある、ヒアリングに対応した職員の氏名等、ヒアリングの日時、場所である。

これらの情報のうち、ヒアリングの日時及び場所は、条例第7条第1項第1号に該当せず、また、対応者である実施機関の職員の氏名等については、同号ただし書ハに定める公務員等の職務遂行情報であるため、非開示は妥当ではない。

(2) 該当文書の不存在による非開示決定の妥当性について

実施機関は、本件公文書のうち、活性化委員会の規約等、処分事由調査等委員会の委員構成の変更に係る決定文書、処分事由調査等委員会における理事長及び教員理事の復命書、第1回処分事由調査等委員会の資料を作成するために行われたヒアリング実施の依頼文並びに教授会の録音や評価記録の使用に関する規約について、不存在を理由とする非開示決定を行っていることから、その妥当性の判断を行う。

実施機関は、上記5(3)等で、活性化委員会の規約等について、委員会設置の検討は行ったが最終的に設置には至っておらず、存在しない旨主張している。また、処分事由調査等委員会の委員構成変更に係る決定文書及び理事長や教員理事の復命書については、それぞれ、理事長や理事は大学側の出席者として出席しており委員の変更はしていない、復命書は旅費細則において作成が義務付けられてはいないと主張している。さらに、ヒアリング実施の依頼文については、依頼は口頭で行ったことから存在しない、また、教授会の録音等に関する規約については作成していないとしている。

審査会において、実施機関に対し経緯の説明を求めたが、これらの文書を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は見受けられなかった。

また、当審査会において、実施機関を対象に、不存在とされているこれらの文書が保存されていないか見分を行った。

保存場所として想定される経営管理部の執務室及び書類等を保存している倉庫に赴き、これらの文書が保管されていないかの見分を行った結果、存在しないことを確認した。

したがって、実施機関の決定は妥当である。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。